

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和 6 年 4 月 2 2 日

嵐 山 町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				旧七郷村地域	無	令和 4 年度 ～ 令和 8 年度	北部環境保全会
○				旧七郷村地域	無	令和 4 年度 ～ 令和 8 年度	中部環境保全会
○				旧七郷村地域	無	令和 4 年度 ～ 令和 8 年度	古里農地・水を守る会
○				旧七郷村地域	無	令和 3 年度 ～ 令和 7 年度	三ツ沼多面的機能組合
○				旧七郷村地域	無	令和 3 年度 ～ 令和 7 年度	杉山越畑水と緑を守る会
○				旧菅谷村地域	無	令和 4 年度 ～ 令和 8 年度	嵐山南部環境保全会
○				旧菅谷村地域	無	令和 4 年度 ～ 令和 8 年度	遠山環境保全会
○				旧菅谷村地域	無	令和 6 年度 ～ 令和 10 年度	相生の里・水と緑の保全ネット
		○		旧七郷村地域	無	令和 2 年度 ～ 令和 6 年度	農事組合法人らんざん営農
		○		旧菅谷村地域	無	令和 3 年度 ～ 令和 7 年度	地場産業研究会
						～	
						～	
						～	